

公募型プロポーザル実施の公告

橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務
- (2) 業 務 内 容 橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務仕様書
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委 託 上 限 額 7,370,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 令和 7・8 年度において、橋本市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 橋本市から指名停止処分を受けていないこと、または指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に規定する更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に規定する再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が、参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (5) 近畿 2 府 4 県内に、本社、支社または営業所を有する者であること。
- (6) 平成 28 年度以降、近畿 2 府 4 県内の自治体から高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の受託実績を有する者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) が定める JISQ15001 (プライバシーマーク) の付与、または国際標準化機構が定める ISO27001 の認証を受けていること。

3. 関係資料の配布

(1) 配布開始

令和7年8月1日（金）

(2) 方法

橋本市ホームページより、ダウンロードすること。

4. 日程

実施項目	実施期間または期限	方法
実施要領等の公表	令和7年8月1日（金）	市ホームページ
参加表明書等の提出期間	令和7年8月1日（金）午前9時から 令和7年8月25日（月）午後5時まで	持参または郵送 （簡易書留）
質問書の提出期間	令和7年8月1日（金）午前9時から 令和7年8月13日（水）午後5時まで	メール
質問書の回答公開	令和7年8月20日（水）	市ホームページ
企画提案書等の提出期間	令和7年8月27日（水）午前9時から 令和7年9月12日（金）午後5時まで	持参または郵送 （簡易書留）
参加辞退届の提出	令和7年9月12日（金）正午まで	持参または郵送 （簡易書留）
参加資格通知	令和7年9月24日（水）までに通知します。	郵送
プレゼンテーション	令和7年9月29日（月）	
選定結果通知	令和7年10月中旬	郵送
契約締結	令和7年11月上旬	

5. 選考方法等に関すること

市は、提出された参加表明書等の資格審査を行い、参加資格要件を満たしていないと認めるときは、当該事業者は失格とする。

プレゼンテーション審査は、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により、選考委員会において審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次点者として決定し、プレゼンテーション参加者に通知する。市は、優先交渉権者と合意に向けた協議を行い、協議が調わない場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と協議を行う。

なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。

6. 失格事由

(1) 提出書類の確認により、参加資格要件を満たしていないことが認められたとき。

- (2) 定められた期間内に提出書類等が提出されなかったとき。
- (3) 提出書類等の記載内容に著しく不備があるとき、または不正若しくは虚偽の記載があったと認められるとき。
- (4) 本プロポーザルの関係者及び選考委員への接触や他の参加者との謀議など、審査及び選定に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為、または疑惑を招く行為を行ったとき。
- (5) 定められたプレゼンテーションに参加しなかったとき。

7. その他

- (1) 提出物の作成に要した経費はすべて提案者の負担とする。
 - (2) 提出のあった企画提案書等は審査結果にかかわらず返却しない。
 - (3) 提出書類の分割提出及び提出後の差し替えは認めない。
 - (4) 審査内容や審査結果に対する質問、異議等は受け付けない。
 - (5) やむを得ない事情により、市が、プレゼンテーションを実施することができないと認める時は、プレゼンテーションの日程変更、またはオンラインでの実施に変更する場合がある。
- この場合において、これに要する経費は本市に請求することはできない。

8. 事務局

所在地 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
橋本市健康福祉部介護保険課 担当：小寺
電 話 0736-33-1633（直通） F A X 0736-33-1668
e-mail kaigo@city.hashimoto.lg.jp